

第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画は、岡山県環境基本計画「エコビジョン2040」に示された目指す姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで豊かな岡山を次世代へ～」を実現するため、基本目標の一つにある「循環型社会の形成」を着実に進めるためのものです。

本計画の基本理念は、第4次計画から引き続き、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つを柱とします。

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するため、廃棄物に関する排出者の責務を徹底し、廃棄物の排出抑制と、再使用・再生利用・熱回収及び適正処理を基本とし、これに計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解、災害廃棄物処理を加えた6つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

1. 排出者の責務の徹底・強化
2. 排出抑制と循環的利用の推進
3. 適正処理の推進
4. 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
5. 廃棄物情報の共有化と相互理解
6. 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え

第3節 基本施策の方向性

1. 持続可能な開発目標（SDGs）について

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標が掲げられました。この目標を、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」と呼び、この略称を「SDGs（エスディー・ジーズ）」といいます。

本計画における取組も、持続可能な社会づくりの推進に寄与するものとして、SDGsの次のような目標と関連があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



	<p>目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>		<p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
	<p>目標 13 [気候変動] 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

図 2-3-1 本計画の基本方針と関連する持続可能な開発目標（SDGs）

2. 6つの基本方針に関する施策の方向性及びSDGsとの関連性

(1) 排出者の責務の徹底・強化



県民には、廃棄物の発生抑制や再生利用、分別排出などの責務があり、事業者には事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや再生利用等による減量化などの責務があります。この考え方にに基づき、県民、事業者双方が協力し、廃棄物対策における排出者として、それぞれの立場での責務の徹底と強化を図ります。

(2) 排出抑制と循環的利用の推進



環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、エネルギー回収）を推進します。

(3) 適正処理の推進



廃棄物処理において、廃棄物処理法をはじめとする関係法令を遵守しながら、適正で環境負荷の少ない処理を推進するとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

(4) 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進



排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお、循環的利用が行われない廃棄物については、適正な処分を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

(5) 廃棄物情報の共有化と相互理解



廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

(6) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え



地震・津波や豪雨をはじめとする自然災害に伴い発生する災害廃棄物に対し、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう、適切な処理体制を構築します。また、近年における災害の激甚化・頻発化には気候変動の影響が考えられ、廃棄物・リサイクル分野においても気候変動への適応に向けた取組が求められます。